

**市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた廃棄物発電の  
更なる有効活用方策に関するサウンディング型市場調査実施  
要領**

令和3年4月

川崎市 環境局  
施設部 処理計画課

## 1 調査の背景・目的

脱炭素社会の実現に向けては、温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの利用拡大が必要不可欠です。

本市が令和2年度に策定した、川崎市脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」においても、その先導的取組として、廃棄物発電等の再生可能エネルギーの地域活用等を位置づけており、脱炭素社会の実現に向けては廃棄物発電を活用して需要、供給の両面から再生可能エネルギーの利用拡大を図ることが必要です。

橘処理センターが稼動を開始し、発電能力が飛躍的に増大（余剰電力量は年間120GWhの見込み）する令和5年度（2023）を目途に、市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた取組を一層推進するため、小売電気事業（地域新電力会社）等の民間活用も含めた効果的な手法について具体的な検討を進めております。

そのため、民間事業者の皆様の御意見を伺い、今後予定しております事業計画案の策定に役立てるため、サウンディング型市場調査（本調査）を実施することといたしました。

ヒアリングを通じて寄せられた意見については、必要に応じて、事業計画案に反映させることとしています。

## 2 中長期的な事業展開イメージ

需要・供給の両面から再生可能エネルギーの利用を拡大させ、さらにはイノベーションを誘発するような事業の取組を次のとおりイメージしております。

なお、市域でエネルギーを効果的かつ効率的に利活用を図るために、事業においてはエネルギーマネジメント技術の導入を考えています。

詳細につきましては、別添の「市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた廃棄物発電の更なる検討の方向性について」を御参照ください。

### （1）第1段階

- 令和5（2023）年度の発電量の飛躍的な増加を契機に、廃棄物発電を活用した再生可能エネルギーの利用拡大に向け、多様な主体が参画するプラットフォームの構築などの取組を開始する。
- 主要な公共施設の使用電力の再生可能エネルギー100%導入を達成する。

### （2）第2段階

- 処理センターで発電する電力だけではなく、民間事業者の有する再生可能エネルギー電源等と連携し、民間のアイデアやノウハウをもとに、市域内で活用する。
- 使用電力の再生可能エネルギー100%導入を全ての公共施設に拡大する。
- RE100に加盟している事業者等、再生可能エネルギーを必要とする民間事業者に向けて供給を開始する。

### (3) 最終段階

- 市域のポテンシャル等、様々な資源を活かしながら、国が参考値として提示している令和32（2050）年の再生可能エネルギー電源比率50から60%を目安に市域での拡大を目指す。

## 3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた廃棄物発電の更なる有効活用方策について、個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

## 4 調査の内容

市と民間事業者が連携した効果的な手法を具体化するため、次の項目について幅広いアイデアを御提案ください。

- (1) 中長期的な事業展開イメージを達成するための事業手法
- (2) 廃棄物発電以外の再生可能エネルギー電源の調達方策（市域の再エネ電源の活用方法など）と本市の施設以外の再生可能エネルギーの供給先
- (3) エネルギーを効果的かつ効率的に利活用するためのエネルギーマネジメント技術について
- (4) 事業への本市の参画イメージと役割及びパートナー事業者の構成
- (5) 事業採算性（電力の売買単価設定の考え方など）と収益の活用方策
- (6) 事業リスク及びリスク回避の具体的手法
- (7) 地域新電力会社を設立したと仮定した場合の、資金調達、資産保有、需給管理の考え方

※その他自由に御提案ください。

## 5 対象者

発電事業者、小売電気事業者等を含む廃棄物発電の有効活用方策に関心のある法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者

## 6 調査スケジュール

実施要領の公表	令和3年 4月22日 (木)
質問の送付期限	令和3年 4月30日 (金)
質問への回答の公表	令和3年 5月10日 (月)
調査参加申込期限	令和3年 5月24日 (月)
提案書の提出期限	令和3年 5月24日 (月)
調査実施日時及び場所の連絡	令和3年 5月26日 (水)
調査の実施	令和3年 5月28日 (金) から 6月11日 (金) の間
実施結果概要の公表	令和3年 7月

## 7 参加申込方法

- (1) 申込書類  
    サウンディング調査参加申込書 (様式2)
- (2) 申込期間  
    令和3年5月10日 (月) から令和3年5月24日 (月) まで
- (3) 申込方法  
    問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

## 8 提案書の提出方法

- (1) 提出書類  
    様式3「提案書」又は任意の様式
- (2) 提出期間  
    令和3年5月10日 (月) から令和3年5月24日 (月) まで
- (3) 提出方法  
    問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

## 9 質問の受付・回答

- (1) 質問書類  
    様式4「質問書」又は任意の様式
- (2) 提出期間  
    令和3年4月22日 (木) から令和3年4月30日 (金) まで
- (3) 提出方法  
    問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

(4) 回答

回答は、令和3年5月10日（月）に、川崎市ホームページにて公表します。

## 10 個別対話の実施方法

(1) 実施期間

令和3年5月28日（金）から令和3年6月11日（金）

午前10時～午後5時

※期間中、6月1日（火）、6月3日（木）、6月4日（金）、6月8日（火）は除きます。

※具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。

(2) 所要時間

30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

川崎市役所内会議室

※実施日によって場所が変更となるため、決定日時と併せて場所の御連絡をいたします。

(4) その他

ア サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として7部を御持参ください。

イ 対話には、本市が委託している「廃棄物発電有効活用導入調査業務」の受託者である株式会社NTTデータ経営研究所が同席します。

ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによる調査の実施も可能としますので、御希望がございましたら事前に御連絡ください。

## 11 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和3年7月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

## 1 2 留意事項

- (1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い
  - ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
  - イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
  - ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。
- (2) 費用等  
本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。
- (3) 追加調査等への御協力  
必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

## 1 3 問い合わせ先

本調査に関すること（申込、質問、提出等）は以下に御連絡ください。

川崎市 環境局 施設部 処理計画課 小林、磯部担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2587      メール：[30syori@city.kawasaki.jp](mailto:30syori@city.kawasaki.jp)